

# 令和4年度第1回大山崎町個人情報保護運営審議会会議録

日時：令和4年10月28日（金）15時00分～16時10分

場所：大山崎町役場3階 中会議室

出席者：

委員＝芦立秀朗委員、斉藤秀孝委員、高井雅之委員、皆月健太郎委員（50音順）

事務局＝蛭原総務部長、池上企画財政課長、坂口企画観光係リーダー

内容：別紙のとおり

開会

○会長

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、個人情報の保護に関する法律の改正とそれに対応した条例の施行に向けて、まず現状の報告と改正にあたりどのような課題があるのかを事務局よりご説明いただき、委員の皆さんからご意見をいただいて協議していきたいと思っております。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

（配布資料について説明）

○会長

ありがとうございました。事務局の説明に関して、意見交換をしますが、まずこの説明自体について何かご質問があればお願いいたします。

○委員

資料2の表記について、下から2番目の公開決定期限ですが、開示決定期限が正しいのではないのでしょうか。公開では語弊があると思っております。

次に下から4つ目の不要となった個人情報の破棄・消去の規定について、町条例と新法を比較する箇所がずれています。新法第66条第1項の記載は、条例第9条第2項に対応するものだと思いますが、いずれにしても条例第9条第3項の記載は新法にはないため、どうするのか検討は必要となります。

○事務局

失礼いたしました。資料を修正いたします。

○会長

他になければ、内容の方に入っていきたいと思っております。

具体的な条文についてはまた次回以降ということですが、こうしたことが今議論になっているということで、何かご意見等あればお願いします。

例えば、死者に関する情報について、死者と言っても、遺族がいるわけですから、生存するものと死者の線引きが難しいということがあります。現行条例では、死者を含むとは記載されてお

らず、「生存する」という文言もない中でそれをどう解釈するかは難しいところではあります。

また、議会が含まれないことに関しては、新法の趣旨として国会や裁判所と同様に解釈されていますが、確かに中央では国会、地方では議会、それはそうですがその役割がちょっと違うと思うので、理屈付けがこれでいいのかと思いつつ、新法には含まれないと記載されているのであれば、条例もそれに合わせざるをえないと感じています。

#### ○委員

先ほど会長からありましたように、死者の関係について新法では含まないとなっているから、新法の規定の外になっていますが、個人情報に関するものではなくなったということなので、必ずしも条例で上乘せしてはいけないものではないとも解釈できる訳で、条例に設けてはいけないことの趣旨について、確認したいです。

#### ○事務局

資料2を作った際に、これらの事項については、条例で定める余地があるということ、この業務の委託業者から聞いていたのですが、その後、個人情報保護委員会から、条例に定めることができないものであるという見解が示されました。したがって、条例に入れる余地がないものがほとんどでして、ただ資料2の全てがそうであるわけではないですので、今事務局で整理しているところです。

#### ○委員

これまで条例で保護してきたものを新法に合わせることで、保護の対象から外すということはどうしても出てきますが、そこに対して、町民が納得のいく説明が必要だと思います。法の定めなのではないというだけで済みますのか、他の措置を取っていくのか。まずは、条例で手当てすることができない部分の枠組みを明確にすることが重要かと思います。

あと、個人情報保護委員会の解釈が絶対なのか。戦ってでも守っていくということも、町の方針としてあるかもしれないので、そのあたりのことを整理して考えていかないといけないと思います。

ちなみに、私どもはどのような位置づけで今回参加させていただいているのでしょうか。

#### ○事務局

今までの現行条例を町として持っていました、法律で全国統一のルール化が図られました。

独自で持っていた保護規定を、すべて民間法制に合わせるということですから、今まで我々が保護対象としていたものが保護対象でなくなるという、その制度の転換に際して、皆様に情報提供をさせていただいた上で、今後我々がどのような条例を整備すべきかをご意見いただきたいということが主旨です。ですので、次回以降個別に今上がっているテーマについてお話を深めたいと思っています、今おっしゃっていただいた死者に関する個人情報についてもそうですが、どこでそれを条例に記載したらいけないと読み取ればいいのか、ということについて、今示されている見解というのは単に個人情報保護委員会がそう言っているというだけですので、それをもって我々は今まで持っていた条例の精神を全部捨てて、これに合わせに行くのかということ、この場ではそうした個別の案件、その他、もう少し大きな視点からでも、大山崎町の個人情報保護

制度はこうあるべきじゃないかというところのご意見をいただきたいと思っています。そして、まこと、それがこの法律において許容されなくなった時に、先ほどおっしゃっていただきましたが、どういう形で担保するのかということと、逆にどこまでそれが許容されるのかということも我々としては整理したいところですので、そういう部分でもお知恵をいただきたいということで、この場を持たせていただいているものです。

#### ○委員

改正案づくりに関する諮問的な意味合いということですね。わかりました。

#### ○会長

忌憚ないご意見いただければということでございます。

#### ○委員

私も従前の町条例との国の方針を見比べて、やはり大ざっぱになったかと、使い勝手もいのように間口を広げたなという印象がします。

生存するものに限定するという点について、町では死者も含めていますが、現実の問題として、死者の個人情報もそれなりにいろいろと発生すると思います。

いろんなその場合、場合で、例えば相続の時もそうだろうし、特に要介護の必要があった方の最後の状況については、遺族の方は知りたいであろうし、そういう情報も含めて、国の方針では間口が広がってきているので、本来この町として持っていた個人情報保護の精神、そこはやっぱり継承していってもらって進める方がいいのではないのかなという感触はしています。

#### ○事務局

我々も悩んでいますのは、我々の条例のその精神をどこまで尊重して継承していくのかという部分と、ただ一方で、なぜ国が今回ここまで進めて、見直したのかという背景を考えますと、従前我々がこの制度を運用しながら、その保護と活用の適度なバランスというのはどこにあるのかということをお悩みながらやってきた訳ですが、やはり昨今のデジタル化が進む中で、それがしかもグローバルな範囲でやられているということをお考えたときに、今我々が持っているその考え方を継承した場合に、ぶつかることが出てくるのではないかなと考えますと、やはり我々の利便性とかそういうところにも関わってくる話ですので、そのバランスをどうとるのかというところなんかも、ぜひご意見をいただきたいと考えております。

#### ○会長

従来の精神というのももちろん大切であると思いつつ、どういうふうに進めていくのか。かたち上、別条例として制定したとしても、それが認められないとすると現場での対応が難しくなってくる。

#### ○委員

突っ張った条例、要は、個人情報保護委員会がというような条例の枠組みから外れたものを、ただ定めただけであれば、意見が飛んでくるだけでしょうが、現実にその利活用で衝突したときに、訴訟になって、おそらく負けるのか、どこまで戦うのかわからないですけども、そういうことに

付き合わされるリスクが現実にあります。これは自治の世界ですから、そんなリスクがあろうがうちはやるという自治の強い意志があるのであればやればよいと思いますが、そこまでではないときに、町の考え方として、ふわっと町はこのくらいでいくという方針が町としては多分あるのではないかと思います。

住民の総意をもとに決めていくのは議会ですが、ここでは、ふわっとしたバランスを目指すのが良い案であるというか、そんなところから考えていくとよいのではないのでしょうか。

ちなみに私個人的には利活用ができないもったいないという発想ではありますが、それよりも、個人情報保護の意識、個人情報マインドみたいなものをひしひしと感じています。

パブコメはされるのでしょうか。

#### ○事務局

本来的にはパブコメすべき案件かと思っているのですけれども、実は何分この法施行が4月1日ですから、4月1日までに我々この条例を動かしていかないといけないということになります。そうなりますと今のスケジュールでは3月議会に出す予定になるということのを逆算して考えますと、パブコメの時間がどれぐらいとれるかということでございます。

#### ○委員

違法状態を一秒も作らないということですね。

あとは他の自治体の足並みがどうなっているのかが気になるころではあります。

#### ○事務局

おそらくは12月議会に出されるというのが大勢を占めている状況でして、9月議会で先行して出されているところを見ているとほぼ国法にならった簡素な形でやられているところが多いです。

#### ○委員

弁護士の意見ではなくなってしまうますが、横を見てこうだから、町もこれでいいのではないかとなくなっていくような気がします。

#### ○事務局

無難に考えますとどうしてもそちらに流れていくのだと思います。

#### ○委員

結果的には、ほとんどの場面では横を見て無難な形にならざるを得ないとして、これまでの町の精神、ここは譲れないという軸、頑張ってきたところをどこまでできるのかということに絞ったやり方のほうがいいのではないかという感じがしています。昔からの委員の方がいらっしゃらないので町のこれまでの精神がどのようなものなのかが気になります。

#### ○事務局

当然その制定当時の書類を見ればその当時の議論というのをある程度、よみがえらすことができますから、そこも確認しながら、我々として、特にこの場でご審議をいただきたい案件につい

ては少し絞らせていただいて、強弱つけてご審議をいただくというイメージでやらせていただきたいと思います。

#### ○委員

印象として、デジタル化がかなり進んでいて、もう我々の情報もかなり取られていて、例えばYahoo!をちょっと見ていたら、興味のあるものがすぐ挙がってくるように、個人情報も特定まではいってないと言いつつも、ある程度アカウントがわかればわかってしまうので、そういう社会の中で、経済活動やAIがどんどん進んでいって人型ロボットなんかができたら、正直、個人情報は筒抜けになる状況に社会がなっていく中、ふわっと国がこうしてまとめてきたのかなという感じがします。今までは、行政機関についてはそういうふうにはいかないもので、少し厳しめに紙ベースで見るような従来の考え方であったのですが、そこはうまく調整しながらやっていっしか、仕方がないのかなと思います。

それから先ほど、皆さんがおっしゃった強弱をつけて、大山崎町としてここはこうなんだということを決めていくこと、それがこの町としての条例改正には必要ではないかと思います。

#### ○会長

開示決定期限に関しては法律のほうが緩くなっているので、事務的なことを考えるとそういう部分は新法に合わせればいいのではないかと思います。

#### ○委員

例えば、今の開示決定期限でいうと、法律に合わせると決定期限が遅くなりますが、15日以内に決定する努力規定を設けておいて、実質的にはこれまでのサービスの質が落ちないようにするというような枠組みでいいのではないかと思います。

先ほど話に戻りますが、大山崎町としてここはという部分がどこかということで、それが一切ないのであれば、それはそれで緩くなる部分も出てきてしまいます。過去の制定過程などの資料からそういった部分を洗い出していくのだと思います。

#### ○会長

そうなるとう今日はもうこれ以上あまり進まないと感じますが、何か意見はありますか。

#### ○委員

私は逆に、国がもうこれでいいよと言っている基準がたくさんあるから、思い切って、今のタイミングで変えてしまったらいいのではないかと思います。私も行政機関で働いているので、中の人間からしたら、ありがたいなというところがあるという気持ちも正直わかります。

私の職場で言うと請求書の印鑑は全部なくなりました。今までは、請求書の印鑑をもらうだけのために返していたのが、印鑑がなくても請求を受け付けています。国がせっかくこの基準でいいよと言っているところがあれば、全部が全部今までのものを残すのではなく、それはそれでうまく活用していけばいいのかなと思います。

ただ、基準を読んでいく中で、確かに不安になるようなこと、例えば本人から取得の原則を設けないということは、誰からでも取れることになり、それは不安に思う部分もあったりするので、それは町民目線で、別に法に定めなくても、解消できるような制度を作っていけたらいいのかな

というのは思います。

○事務局

おっしゃっていただいたように、やはり我々としてこだわっていかないといけないところというのは、十分この中でご審議いただきたいなと思いながら、ただ、どうしてもその法律論で、法律が許容していないものを独自の何かでやっていくとなったときに、どこまでそれが認められるのかというのが正直わかりません。結局はどこまでいっても訴訟したら負けますよという、そんな話になってしまうのでしょうか。

○委員

訴訟した時に、法律違反はおそらく動かしがたい。法律違反は動かしがたいけれども、最後は憲法論で、国対地方になって、そこで、その法律が憲法に沿っていないのだというところまで戦わないとことには、勝てないと思います。

○会長

ありがとうございます。本日はこの辺りで締めさせていただきます、また改めて制度設計時の精神などを確認していただいて、そうした部分を次につなげていくかどうかを今後協議していきたいと思います。

続いて議題の4、その他について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

(次回の日程について説明)

○会長

それでは、忙しい中お集まりいただきありがとうございました。本日の委員会は以上とさせていただきます。

閉会